

# 多摩市災害廃棄物処理計画

## 【概要版】

令和5年3月改定

### 1 目的

今後発生が予測される大規模災害に対応するため、今までの災害復旧の経験や技術の蓄積を活かしながら本市における課題等を抽出し、組織体制の構築や科学的知見に基づく災害廃棄物処理に関する必要な想定を行い、具体的かつ実効性のある計画を策定し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の確保に万全を期すことを目的とします。

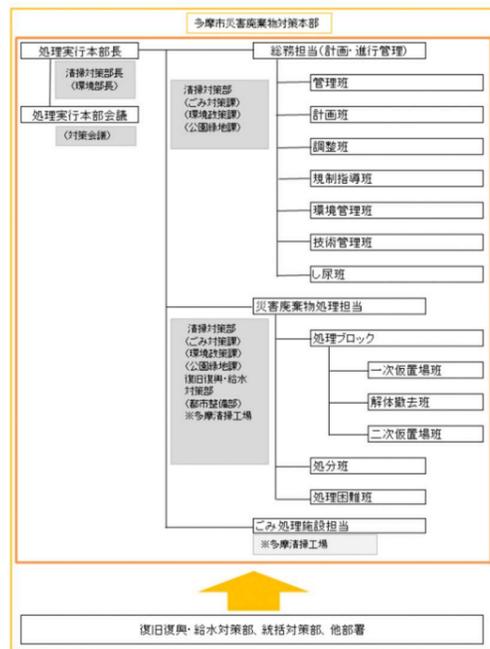
多摩市災害廃棄物処理計画は、多摩市地域防災計画の災害廃棄物処理に係る対応についてその方策を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

### 2 組織体制及び協力支援体制

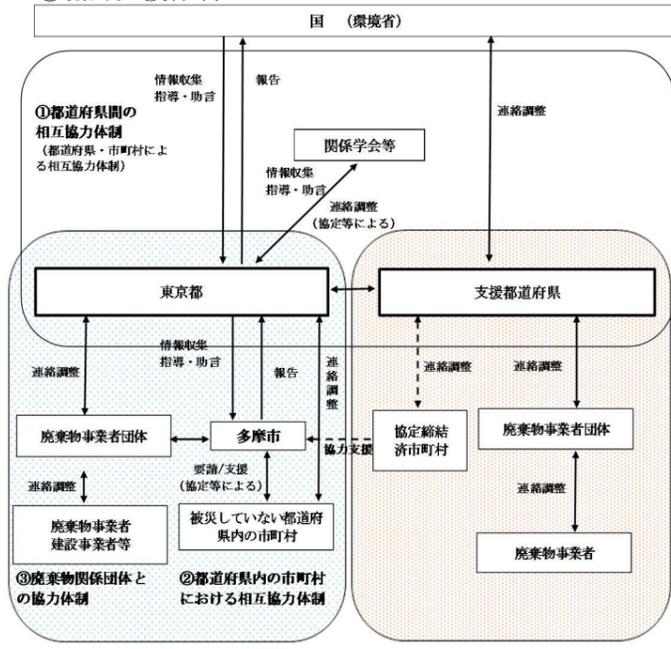
#### (1) 組織体制及び協力支援体制の構築

災害が発生した場合、多摩市地域防災計画における災害対策本部が設置され、清掃対策部（環境部）が主体となり災害廃棄物の処理を行います。被害状況に応じて、災害支援協定等に基づき、他自治体や民間事業者への支援要請を行います。災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、国や東京都に事務委託等を行います。

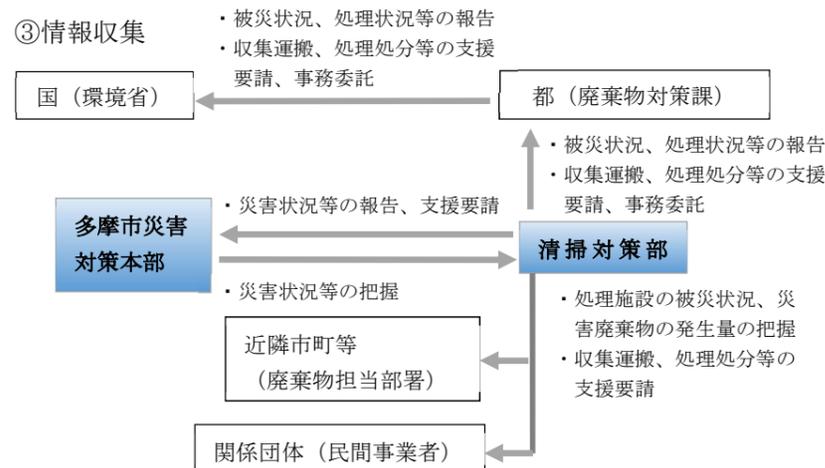
#### ① 組織体制



#### ② 協力支援体制



#### ③ 情報収集



#### (2) 情報収集

災害時には、清掃対策部において情報共有を行うとともに、災害廃棄物発生量に関する情報等について国及び東京都に報告します。また、情報は被災状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集します。

### 3 災害廃棄物処理方針

#### (1) 処理方針

- ①衛生的な処理  
生活系ごみ（避難所含む）、し尿等は、生活衛生の確保を最優先事項として取り組みます。
- ②迅速な処理  
早期の復旧・復興を図るため時々刻々と変化する状況に対応し、迅速な災害廃棄物処理を行います。
- ③計画的な処理  
仮置場、処理施設等を効率的に運用し、既存施設での処理が困難な場合は、他自治体や民間施設等での処理を検討します。
- ④環境に配慮した処理  
十分に環境に配慮し、適正処理を推進します。
- ⑤リサイクルの推進  
現状の分別区分に合った分別収集で、リサイクルを推進します。
- ⑥安全な作業の確保  
現場作業の安全を確保しつつ、周辺的生活環境にも配慮を行います。
- ⑦経済性に配慮した処理  
最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択します。

#### (2) 処理スケジュール

- ・復旧、復興に向け、本市、東京都、関係事業者、住民が連携し処理を行い、3年以内に処理業務を完了することを目標とします。
- ・災害規模や災害廃棄物の発生量に応じて、仮置場や処理期間等の見直しを行います。
- ・大規模災害で膨大な災害廃棄物の発生が見込まれ、処理が困難な場合は、国、東京都と連携調整の上、広域処理等の調整を行います。

No.	業務項目	平時 (処理計画事項)	発災後約1年目									
			発災時	3日目	2週目	1ヶ月目	3か月目	6ヶ月目	2年目	3年目		
1	処理計画	策定・継続見直し	災害対策本部設置 第1回本部会議	第2回本部会議	第3回本部会議の見直し再編	(必要に応じて適宜実施)	処理計画に基づく行動	処理実行計画に基づく行動	最終回			
2	災害廃棄物の量の算定	算定方法の算出		処理計画に基づく行動		要処理量の推計・算出(随時)					処理量の算出	
3	処理実行計画	基本方針の策定		処理計画に基づき策定	方針発表	発表	見直し	改訂発表	見直し	改訂発表	(必要に応じて)	
4	国庫補助金事務	計画策定委託方法		計画策定・見直し支援	報告書提出	査定	報告書提出	査定	報告書提出	査定	結果発表	
5	処理実績	施工管理委託方法		設計	発注	発注	中間発表	年間発表	年間発表	年間発表	結果発表	
(災害廃棄物処理)			支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)									
1	道路閉鎖	道路閉鎖方法		救助活動	救助活動	支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)						
2	人命救助活動・行方不明者捜索	救命捜索活動方法		捜索活動	捜索活動							
3	被災現場に散乱している廃棄物	収集運搬方法			仮置場へ運搬							
4	被災者による集積、持込み	住民周知方法			一次仮置場での受入							
5	被災建物の解体撤去、解体廃棄物の運搬	申請方法			家屋解体申請受付		設計・被災者立会確認					
6	一次仮置場の整備・運営	候補地一覧 整備・運営方法			整備・管理運営		搬出・復旧					
7	二次仮置場の整備・運営	用地確保方法 整備・運営方法			用地交渉		設計	整備・暫定処理	改造・修繕	解体・整地		
8	災害廃棄物の処理	都内処理 都外処理	処理方法		可能量把握		試験処理		搬入・中間処理・最終処分			
9	し尿処理	仮設トイレ協定			設置							
10	避難所ごみ	選別所			設置							
11												

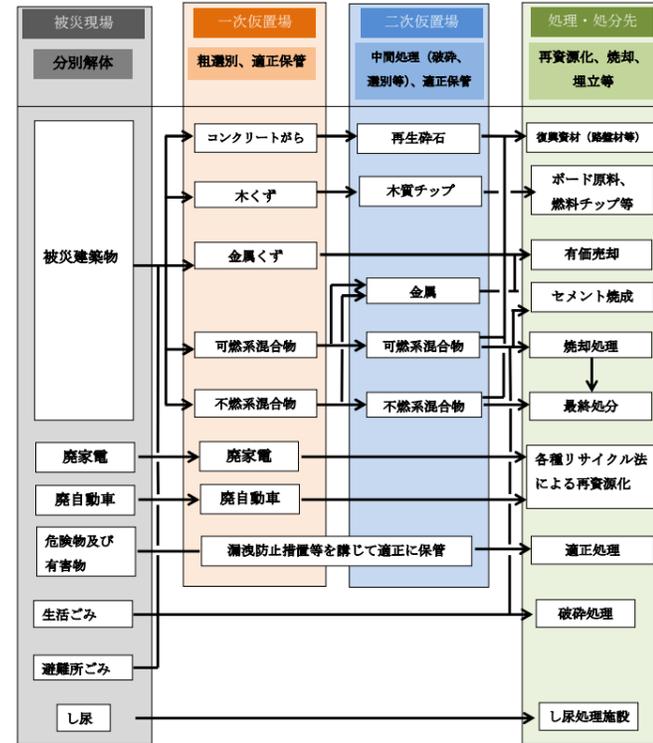
--- 業務及び計画の進行・管理の精査や準備、取りまとめ  
 - - - 業務進行・管理の実行継続

(3) 分別・処理フロー

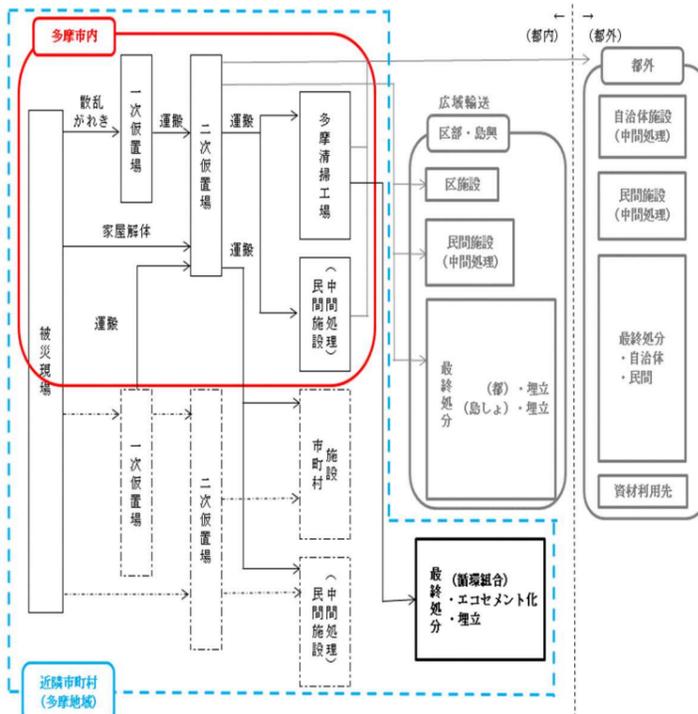
災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、処理フローを設定します。

- ・応急対応期：災害の種類、規模に応じて適宜見直し、分別・処理フローを設定します。
- ・復旧・復興期：災害廃棄物処理の進捗状況に合わせて分別・処理フローを見直します。

① 分別フロー



② 処理フロー



(4) 仮置場

平常時において、仮置場候補地の検討を進めます。膨大な量の災害廃棄物を迅速に処理するためには早期の仮置場の設置が必要となります。

(5) 環境対策・モニタリング

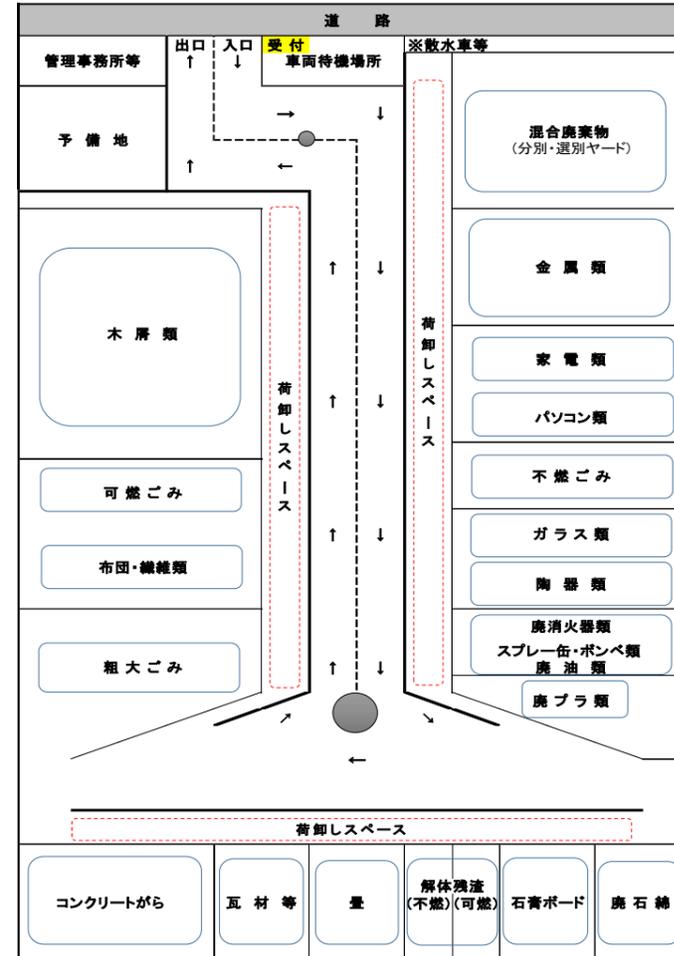
【環境対策・モニタリングの実施】

環境モニタリングは、地域住民の生活環境への影響を防止し、災害廃棄物処理現場では労働災害を防止します。環境対策は、大気、悪臭、騒音・振動、土壌、水質等への影響を低減する措置を講じます。

【適正処理が困難な廃棄物の取り扱い】

有害廃棄物を被災現場から撤去等できない場合は、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害廃棄物等についての情報を共有し、安全衛生対策を徹底します。対象物は「アスベスト、太陽光発電パネル等の有害物・危険製品、PRTR（科学物質排出移動量届出制度）の対象化学物質」

仮置場のレイアウト（参考）



(6) 被災家屋の解体・撤去

発災時は、環境省の災害廃棄物処理事業において、基本的に家屋の解体費用は補助対象外となっていることから、災害廃棄物の処理のうち、住宅の解体・撤去は、被災者に支給される生活再建支援金等による自己負担を原則とします。極めて甚大な被害が生じ、生活環境保全上の支障が生じないよう、速やかに解体・撤去作業を行う必要があることから、国による特別措置により、国庫補助による解体費用の負担が認められたこともあり、今後、本市において大規模災害が発生し、同様な措置が認められた場合には、本市の事業として実施します。

(7) 再資源化

災害廃棄物は、処理方法によっては再生利用可能なものを大量に含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用される必要があり、積極的に再生資材として有効利用していきます。

(8) 思い出の品・遺失物の対応

思い出の品は遺失物法に基づく取扱いを行います。思い出の品の回収対象を定めます。

4 住民への広報啓発

住民へ正確かつ迅速に災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等についての情報を周知します。

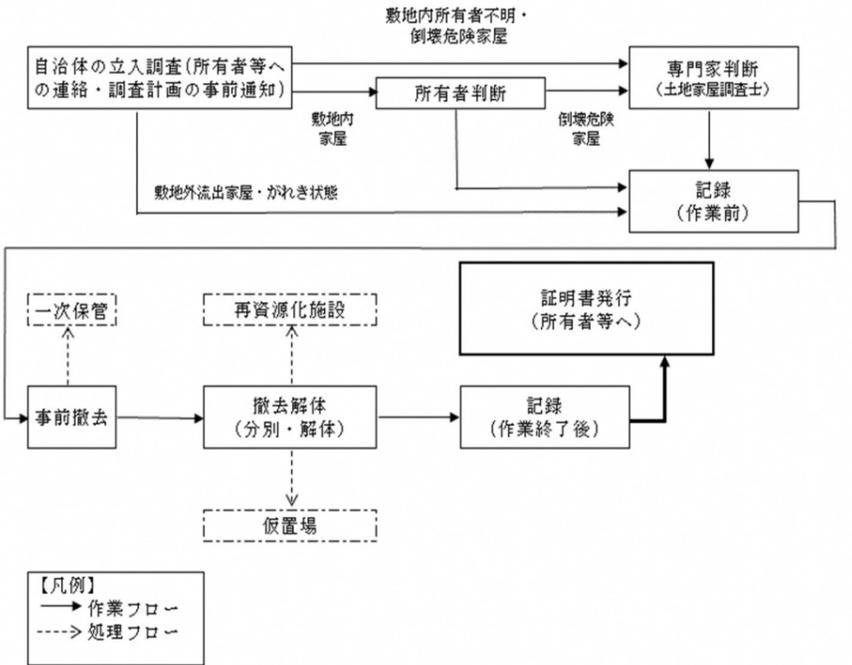
5 災害廃棄物処理計画の継続見直し・災害廃棄物処理実行計画の策定

「災害廃棄物処理計画」の見直し

発災時に本計画を有効に活用するとともに、災害廃棄物の処理の核となる人材を育成するため、継続的な見直しが必要です。本計画を基に関係各所管との調整を行いながら、各マニュアル等の策定を順次進めます。また、関係機関や協定締結団体等と連携し、情報伝達・連絡手段の訓練等を行います。

「災害廃棄物処理実行計画」の策定

発災時には、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、災害廃棄物処理計画に基づき、速やかに災害廃棄物処理実行計画を策定します。災害廃棄物処理実行計画とは、環境省災害廃棄物の処理方針（マスタープラン）を基本として策定します。また、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。



災害廃棄物	再生資材
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等（復旧・復興の資材等）
アスファルトがら	路盤材、骨材等
解体大型資材（柱材、角材）	パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等
大型生木（倒木、流木）	製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等
木くず	燃料等
タイヤ	チップ化（補助燃料）等
金属くず	金属スクラップ
廃家電（家電リサイクル法対象外）	金属、廃プラスチック